

岐阜県公報

第二千九十五号
平成二十一年十一月四日

(火曜日)

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定
道路の区域変更
急傾斜地崩壊危険区域の指定

(用地課) 六九七
(道路維持課) 六九八
(砂防課) 六九八

公示

落札者等に関する公示
平成二十一年度採石業務管理者試験合格者
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の実施

(医療整備課) 六九九
(商工政策課) 六九九
(商業流通課) 六九九
(同) 七〇〇
(用地課) 七〇一

告示

岐阜県告示第六百五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

高山市

二 事業の種類

(仮称) 高山駅西駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県高山市昭和町二丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十二条第三号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である高山市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第一号に規定する要件を

充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県高山市昭和町一丁目地内において、駐車場を整備することにより、道路利用環境の向上を図るものである。

高山市は、第七次総合計画に基づいて駐車場整備を推進しており、高山駅周辺土地区画整理事業及び高山市駐車場整備計画において、公共駐車場と民間駐車場の供給割合を配慮した駐車場整備を進めている。しかしながら、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道の開通に伴う自動車での来訪者の増加と、駐車場需要の季節変動が激しいことによる民間駐車場整備の遅延により、高山駅周辺の駐車場不足が顕著となり、早期の公共駐車場整備が必要となっている。

本件事業によって駐車場が整備されることにより、高山駅周辺の観光地や公共施設への来訪者の利便性が向上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、高山駅周辺の観光地や公共施設への来訪者が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、高山駅周辺の観光地や公共施設への来訪者の利便性が向上するとともに、危険な路上駐車が改善されること等が期待されることから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

高山市役所基盤整備部駅周辺整備課

岐阜県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	足助岐線	土岐市鶴里町柿野字仲田 一二五六番一地区地内	七・四〇	七・四〇	三三・二	三三・二	

岐阜県告示第六百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
下肥田	次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 土岐市肥田町肥田	
	字正之平	二九一六番一 一号 二九一四番三 十三号 二九一〇番一 二号、三号及び四号 二九六五番一 五号、六号及び十二号 二九六八番八 七号及び八号 二九六七番一 九号 二九六五番一三 十号及び十一号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 平成21年度岐阜県立多治見病院第3四半期分ボイラ 一用燃料 重油 JIS 1種1号 約400kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成21年1月21日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成21年9月18日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋港区潮見町37番地23

中川物産株式会社
代表取締役 中川 秀信

- 6 契約に係る金額 52,227円/kg
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課管理担当
(2) 所在地 多治見市前畑町5丁目161番地

平成二十一年度採石業務管理者試験合格者

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十一年度採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
二	九	一七
一九	二〇	二五
二七	三四	三八
三九	四〇	四一
五三		

以上十三名

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十一月四日から四日間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出する必要がある。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

チエルシージャパン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘二丁目2番地

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二〇、一九九平方メートル

(変更後) 二五、九六八平方メートル

駐車場の収容台数

(変更前) 二、五一五台

(変更後) 二、八七八台

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年十一月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームプラザナフコ安八店

安八町大明神宮裏一四一番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年十一月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターハロー正木店

岐阜市鷺山新町八 一五 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年十一月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ビッグワン鶴沼店

各務原市鷺沼西町二丁目一六五番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年十一月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー池田店

池田町本郷字出口五八一番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県土地改良事業団体連合会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県土地改良事業団体連合会

二 作業種類

公共測量(空中写真測量及び写真地図作成)

三 作業期間

平成二十一年十月十六日から
同二十二年三月十九日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、羽島市、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村地内

平成二十一年十一月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社